

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 法の廃止期限の延長

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の廃止期限を五年間延長すること。

（附則第二条関係）

第二 試験研究計画の認定制度等の廃止

試験研究計画の認定制度及び認定を受けた法人に対する税制の特例措置を廃止すること。

（第六条、第七条及び第十一条関係）

第三 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う規定の整備

株式会社日本政策金融公庫法が施行され、農林漁業金融公庫が株式会社日本政策金融公庫に統合される

ことに伴う所要の規定の整備を行うこと。

（第八条第一項及び第十条関係）

第四 施行期日等

一 この法律は、平成二十年七月一日から施行するものとする。ただし、第一の改正規定は公布の日から、第三の改正規定は平成二十年十月一日から施行するものとする。

二 所要の経過措置について規定すること。